

三条市子ども・若者総合サポート会議 第1回代表者会議 議事録

日 時 平成22年5月28日(金) 午前10時から12時

会 場 三条市役所 栄庁舎 3階 大会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第

1 開 会

2 挨拶 三条市長 國定 勇人

3 議 題

(1) 三条市子ども・若者総合サポートシステムについて

(2) 関係機関・組織における取組について

(3) 三条市子ども・若者総合サポートシステムの今後の進め方について

4 その他

5 閉 会

議事要旨

1 開 会 久住子育て支援課長(以下進行)

2 挨拶 三条市教育委員会 教育部長 古川 聖登

3 議 事 議長 古川教育部長

(1) 三条市子ども・若者総合サポートシステムについて

○事務局説明

資料1「平成21年度 三条市子ども・若者総合サポートシステム活動実績」

○質疑 無

○事務局説明

資料2「平成22年度 三条市子ども・若者総合サポートシステム活動計画(案)」

○質疑

(青少年育成市民会議)

先週の我々の総会の市長挨拶の中で下田中学校が荒れているという問題があがっていたが、その問題行動に対し、総合サポートシステムではどのようなサポートをしているのか、お聞かせ願いたい。

➤(事務局)

・学校教育課が中心となって三条警察署、児童相談所と連携し、サポートしている状況である。また、子育て支援課はハブ組織のため、学校教育課と情報共有し、1ケースとして対応している真っ只中である。

(2) 関係機関・組織における取組について

○各関係機関説明

資料3「平成21年度 活動実績」

資料4「平成22年度 活動計画」

(新潟地方法務局三条支局・三条人権擁護委員協議会)

- ・人権啓発、人権審判事件に対する救済措置を行っている。
 - ・虐待、DVなど緊急性がある事案に関し、阻止をするため関係機関へ通報し、速やかに救済していただくために、アンテナを張り巡らせている。
- 平成 21 年度活動実績について (資料 3 参照)
- ・人権作文コンテストについて、三条市では昨年 461 点の応募があった。
 - ・人権紙芝居出前講座については、直江児童館を始め市内 8 か所で行った。
 - ・子どもの人権 SOS ミニレターは、三条市近隣市町村 (三条、燕、田上、加茂、弥彦) の全生徒 (小学生 13,439 人、中学生 6,988 人、全体で 20,427 人) へ封筒と便箋を配布したところ、35 名からの相談があった。うち 1 件人権審判事件として立件し、内容的にはいじめであったが、そういった事実が不明確だったことと、学校の支援体制がとられていたため、勧告をしなかった。
 - ・子どもの特設人権相談所における相談は 0 件だった。
 - ・三条市において人権相談を延 13 回、日曜特設相談を 12 回行った。

平成 22 年度活動計画について (資料 4 参照)

- ・今年度から延 17 回の特設相談を考えている。
 - ・活動・取組において、周知の面でポスターの掲示等を皆様にお願ひすると思うが、御協力をいただきたい。
- その他については、別紙資料 3.4 のとおり

(新潟少年鑑別所)

少年鑑別所の役割等については別添資料のとおり

- ・昨年は 150 名収容されている。
- ・深刻な非行の悩みでなくても一般市民の方々の子どもの悩みについて相談も受け付けている。

(新潟県三条警察署)

- ・児童虐待が発生すれば、児童を保護するために保護者の身柄を確保し、引き離したり、また、警察として、情報を得れば児童相談所と連携し、安全確保を図っている。
- ・中学校の問題等については、法律に基づき適切に少年の処罰をする。
- ・少年の深刻な犯罪については、強制的な捜査に臨む方向を検討せざるを得なくなるため、その前にサポートし、非行防止活動を推進していきたいと思っている。

(三条地区保護司会)

- ・保護司は三条市内に 35 名おり、市内 9 中学校へ訪問し、作文コンクールの募集及び情報交換を行っている。
 - ・犯罪数の 20% は再犯である。職がなく再犯に至ってしまう場合があるため、とくに就労支援に力を入れている。
- その他については、別紙資料 3.4 のとおり

(新潟県弁護士会)

- ・子どもの日無料法律相談会の相談件数について、去年は10件くらいであったが、今年は何件でもなかった。
- ・社会事件等は関係機関の御協力を得なければ本当の事件解決には至らないため、連携を深めていきたい。
- ・少年事件（刑事事件）については去年の10月から少年鑑別所に収容された少年に対して人権付添人をつけようということで、付添いを行なっている。家庭に負担はいかないことになっている。今のところは特別な理由がある場合以外は付添人がついていない。新潟県は全国的に見て高水準である。
- ・「人権ネット」構想とは行政、その他の機関とネットワークを組んで、総合的に人権を守る活動を行っている。
- ・6月23日に女性の権利110番と合わせて「子どもの貧困ホットライン」を開催予定である。

その他については、別紙資料3.4のとおり

(小学校長会)

- ・日々の仕事子どもたちへの支援及び指導である。本当に支援が必要な家庭に限って、相談にきてくれないため、学校だけでは支援の限界がある。この会議を立ち上げたことによって本当に困っている保護者へ支援していければと思っている。是非そういった会議になるよう願っている。

(三条地区高等学校長協会)

- ・特別支援教育に力を入れている。2年前から全高校で特別支援委員会もしくは、特別支援教育部を設置している。各校コーディネーターを定め、教頭、養護教諭及び教諭が担当し、各クラスで発達障がいをもっていると思われる生徒の対応等に相談を受けた場合において支援している。職員向け発達障がいの研修は、今まで行なっていなかったが2年前に委員会を設置することになってから、新潟大学の先生や、本校では昨年R I S E（ライズ）の方を講師に招き、研修会を行なった。また、生徒・保護者対象の講演会等も各校で行なっている。いろんな支援が必要な生徒に対し、学校としてどのように支援していけるかという形づくりを構築しているところである。

(新潟県立月ヶ岡養護学校)

- ・近隣の市町村において、障がいがあるまた、何らかの発達に疑いがあるお子さんの教育の場で先端的な役割を行っている。
- ・去年は、小中高校の児童・保護者から120件の相談依頼があった。そのうち巡回相談で80件近く出向いた。巡回相談では、学校に行き、授業参観をさせていただき、適切な授業が行われるよう、支援、アドバイスをを行った。
- ・相談を受けたあとは、医療機関につないだり、三条市内の障がい者支援センターを紹介したり、他機関と連携を図りながら進めている。

(三条市PTA連合会)

- ・平成 21 年度取組では、保護者を対象とした家庭教育講演会「勇気づけの子育て」、ネット・携帯に関する勉強会「もっと good ネット」を実施した。
- ・月 1 回か 2 か月に 1 回理事会が開催されるが、下田中の問題等もっと早めに対応できるように臨時で情報共有できる場をもっていけたらと思っている。

(三条市私立幼稚園連盟)

- ・私立幼稚園連盟で虐待等に対し、まとまって何かをすることは現在ない。また、虐待防止講演会の参加等も園任せになっているので、今後の課題と思っている。
- ・資料 3.4 については、当園の取組を書かせていただいた。

(三条市青少年指導委員会)

- ・5 月 1 日現在 94 名、1 月に 2 回活動している
- ・青少年に対し、声かけを行っている。
- ・親密になって声かけができるよう指導員の資質向上に努めてまいりたい。

(新潟県中央児童相談所)

- ・管内の相談件数について、虐待は H20 年度 149 件、H21 年度 215 件に増加した。
- ・三条管内は相談 170 ケースのうち、虐待 47 件であり、三条市の半数近くは児童相談所が関わっている。現在も三条市で関わっているケースがある。
- ・近年深刻な虐待ケースが多くなっている。これからも関係機関の御協力をお願いしたい。

(新潟県三条地域振興局健康福祉環境部)

- ・平成 21 年度は、乳幼児虐待予防研修を、三条市と共催で 2 回実施。講師を招き、困難なケースを通じて家族への理解を深めるため、保健師・家庭相談員を対象に行なった。22 年度は加茂市との共催で行なう予定。
- ・思春期研修会では、デートDVを防止するため、思春期の子ども達に関わっている関係者の理解を深めるために、中・高校の養護教諭、保健師等を対象に、講演会を開催した。
- ・思春期講演会は、高校生の性に対する認識をより確かにするため、燕高等学校の生徒、先生を対象に実施した。22 年度は加茂高校（7 月）分水高校（11 月）で行なう。
- ・県央圏域の障がい者に対する相談事業が円滑に進むために連絡会議を行なう。
- ・相談支援事業部会では県央地域の障がい相談マップ、ガイドラインを作成した。
- ・精神障害者退院促進支援部会は昨年 3 回開催した。
- ・今年 32 回目の少年主張大会は、昨年は延 4,000 通以上の応募があり 11 人から発表してもらった。

その他については、別紙資料 3.4 のとおり

(三条市社会福祉協議会)

- ・一般相談の日程については、別紙資料 4 参照。相談員は、民生委員児童委員協議会、行政相談員、学識経験者。
 - ・子どもなんでも相談は、毎週火曜日、第 3 土曜日 2 時から 5 時まで行なっている。相談員は民生委員児童委員協議会青少年部会にお願いしている。
- 前年度実績については、別紙資料 3 のとおり

(三条市民生委員児童委員協議会)

- ・平成 2 年から不登校、いじめ、虐待が増加してきたため国のほうから民生委員だけでは対応しきれないということで、主任児童委員制度が設置され、現在三条市には主任児童委員が 10 地区 2 名ずつ、20 名いる。
- ・主任児童委員は、不登校、いじめ、虐待関係の相談窓口となり、そういった事由をいち早く発見し、専門家、関係機関に連絡し、対応している。
- ・今月は児童福祉月間であるため、栄地区 4 か所ある保育所に、連携をとり虐待をいち早く発見するようにお願いに行った。
- ・小・中学校と 1 年に 1 回、夏休み中に非行に走ることをないよう夏休み前に懇談会を行なっている。
- ・周りの方と協力し、子どもたちを健やかに安全に成長させるための手助けを行ないたい。

(三条市私立保育園連盟連絡協議会)

- ・私立保育園連盟連絡協議会で、新潟青陵大学の講師を招き障がいに関する研修会を行なった。園全体で参加した。
- ・三条市の研修会、県央福祉会、私立保育園連盟の研修会等、積極的に参加した。
- ・月 1 回園長会を行なっているが、そこで情報交換を行なったり、市の担当から指導いただいている。
- ・資料 3 に事例を書かせていただいた。
- ・障がい、虐待ともに、ボーダーラインが一番落としがちなもので、十分気をつけて見て行きたい。

その他については、別紙資料 3.4 のとおり

(三条市医師会)

資料 3.4 のとおり

(三条地域若者サポートステーション)

詳しくは、別添資料のとおり

- ・厚生労働省から委託されたニート、ひきこもり等の若年無業者を対象とする就労支援機関である。主に、就労や自立を目指し、個別相談や活動を実施している。
- ・平成 21 年度事業実施状況について、相談件数実人数が 584 人になっているが、重複している場合もあるため、約 300 人ほどである。

- ・進路決定者内訳については、就職、訓練等大きい数字ではないが、生活リズムがついた、体力がついた、集団の中にいられるようになった等、個々に成長がみられている。
- ・1年を目安に活動を通じて力がついたら、自分で頑張ってもらうため、卒業生の枠もある。
- ・5、6年ひきこもっていた方を訪問することにより、医療に繋がったケースは数件ある。また、一人暮らしをして、生活の自立を図り、家族からの冷たい視線を逃れるケースもある。心が安らげる場所の確保を提案した。
- ・発達障がいの方たちは、企業の理解がないと就労が難しい。ことばのかけ方で就労は可能。今後そういった社会になればいいと思っている。
- ・福祉就労ができないため、一般就労しなければいけない方達の専門の訓練機関が新潟市にしかないため、三条市にそういった機関があればと思っている。

(市民部市民窓口課)

- ・市民窓口課では、市民相談、消費生活相談を担当している。
- ・複雑化、多様化している相談、悪質化している消費者相談に対応するため、今年度から専門相談員を配置した、「市民なんでも相談室」を開設した。4月26日開設以来約1か月であるが、相談件数が68件と昨年よりも3倍強、4倍近い件数になった。内容的にも非常に濃い相談である。
- ・市民の安心安全を守るため今後も関係機関、弁護士会、司法書士会、警察等と連携して対応していきたいと思っている。
- ・サポートシステムとの関係相談は受けていないが、今後受けるようなことがあれば速やかに対応し、皆様方関係機関に御協力をお願いしたい。

(勤労青少年ホーム)

- ・勤労青少年ホームとは、勤労青少年の健全育成と福祉増進に努めホームの活性化を図るとともに、青年の自主性、社会人としての意識、責任感を育み、豊かな生活の創造と憩いの場である。
- ・青少年以外も利用できる場所である。

その他については、別紙資料 3.4 のとおり

(公立保育所)

- ・日々子どもたちとの関わりのなかで子どもたちの表情を注意深くみながら子育て支援課と相談・連絡しながら、虐待の早期発見に努めている。
- ・保護者の子育ての不安、悩みを少しでも解消できるように努めたい。

(児童館・児童クラブ)

- ・小学生の放課後の遊びと生活を保障する場。働く親の働く生活を保障し、子どもたちを預かることによって、安心する場となることを目指している。
- ・今年度は600名が利用している
- ・発達障がいをお持ちの方が利用しているため、発達障がいの講習会も行なった。

○質疑 無

(3) 三条市子ども・若者総合サポートシステムの今後の進め方について

○事務局説明

資料5「三条市子ども・若者総合サポートシステムの今後の進め方について」

○質疑

➤ (事務局)

- ・相談窓口について、関係機関がいつ、どのような相談窓口を行っているということを教えていただきたい。

4 その他

マニュアル支援者用 Ver. 5 について

➤ (事務局)

- ・昨年度開催した代表者会議及び実務者会議での意見を踏まえ、修正させていただいた。変更点は、同意書及び要綱の一部改正。
P. 20 保護者の同意される理由について記入いただき支援に向けた協議の参考にする。P. 37 新潟少年鑑別所が関係機関に加わったため要綱の一部改正を行った。P. 49 平成 22 年度も内閣府のモデル事業を実施することになったため、まとめさせていただいた。
- ・是非総合サポートシステムが目指す、途切れのない支援を実現していくためにも関係機関でマニュアルの周知をしていただきたい。

5 閉会